

平成30年度指名停止業者一覧表
指名停止対象業者及び状況説明書

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備 考
独占禁止法違反行為	東京都港区六本木七丁目3番7号 東亜道路工業株式会社 代表取締役 森下 協一	平成30年5月10日から 平成30年11月9日まで (6か月間)	第2条第1項 別表第2第3号	H30.5.10	左記業者は、東京都、東京港埠頭株式会社又は成田国際空港株式会社が発注する舗装工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から違反業者として認定され、排除措置命令等を受けた。 このことは、工事等の相手方として不適当であると認められるので指名停止を行うものである。
	東京都港区芝公園二丁目九番三号 世紀東急工業株式会社 取締役社長 佐藤 俊昭				
	東京都文京区後楽一丁目7番27号 鹿島道路株式会社 代表取締役社長 増永 修平				
その他の不正又は不誠実な行為	千葉県中央区椿森一丁目25番1号 株式会社水野設計 代表取締役 武田 孝義	平成30年6月28日から 平成30年12月27日まで (6か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	H30.6.28	左記業者は、教育委員会発注「千葉県立学校施設(千葉1地区)定期点検業務委託」において、平成30年2月28日付けで自社による履行が困難であることを理由とする続行不能届の提出があり、教育委員会はこれを受理し、平成30年3月2日付けで契約を解除した。 このことは、工事等の相手方として不適当であると認められるので指名停止を行うものである。
その他の不正又は不誠実な行為	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目7番2号 株式会社エム・テック 代表取締役 向山 照愛	平成30年8月1日から 平成30年8月31日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	H30.8.1	左記業者は、東京都発注の「平成28年度中潮橋撤去工事」において、京浜港長の許可を受けずに港内で工事を行った期間があったとして、平成30年3月14日、東京地方検察庁から港則法違反で起訴された。 このことは、工事等の相手方として不適当であると認められるので指名停止を行うものである。
その他の不正又は不誠実な行為	千葉県船橋市山野町2-7番地 株式会社横河ブリッジ 取締役社長 高田 和彦	平成30年10月5日から 平成30年11月4日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	H30.10.5	左記業者は、西日本高速道路株式会社発注の橋梁工事において、平成28年4月に発生した作業員10人が死傷する橋桁落下事故に関して、平成30年7月26日、業務上過失致死傷罪で神戸地方検察庁から起訴された。 このことは、工事等の相手方として不適当であると認められるので指名停止を行うものである。
その他の不正又は不誠実な行為	大阪府大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号 株式会社奥村組 代表取締役社長 奥村 太加典	平成30年10月5日から 平成30年11月4日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	H30.10.5	左記業者は、国土交通省東北地方整備局発注の「一関遊水地長島水門新設工事」において、平成28年7月に発生したクレーン転倒事故に関して、平成30年6月29日、労働安全衛生法違反により、盛岡地方検察庁から略式起訴された。 このことは、工事等の相手方として不適当であると認められるので指名停止を行うものである。
その他の不正又は不誠実な行為	東京都港区海岸三丁目2-0番2-0号 株式会社西原環境 代表取締役 ヤニック・ラット 様	平成30年10月5日から 平成30年11月4日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	H30.10.5	左記業者は、日本下水道事業団発注の「室蘭市蘭東下水処理場他汚泥処理設備工事その11」において、平成28年12月に発生した作業員が死亡する事故に関して、平成30年7月27日、労働安全衛生法違反により、札幌区検察庁から略式起訴された。 このことは、工事等の相手方として不適当であると認められるので指名停止を行うものである。

平成30年度指名停止業者一覧表
指名停止対象業者及び状況説明書

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備 考
その他の不正又は不誠実な行為	北海道札幌市中央区北三条西三丁目1番54 日本高圧コンクリート株式会社 代表取締役社長 小笠原 昌平	平成30年10月5日から 平成30年11月4日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	H30.10.5	左記業者は、国土交通省北海道開発局発注の「函館江差自動車道木古内町大坪沢川橋上部工事」において、平成27年6月に発生した工事関係者が死傷する事故に関して、平成30年6月5日、業務上過失致死傷罪で函館区検察庁から略式起訴された。 このことは、工事等の相手方として不適当であると認められるので指名停止を行うものである。
その他の不正又は不誠実な行為	福島県いわき市錦町四反田30番地 株式会社クレハ環境 代表取締役社長 名武 克泰	平成31年3月13日から 平成31年4月12日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	H31.3.13	左記業者は、同社施設において従業員1名が転落・死亡した際、作業時の通路の安全対策措置が不十分であったとして、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受け、平成30年12月6日にその刑が確定した。 このことは、工事等の相手方として不適当であると認められるので指名停止を行うものである。
建設業法違反行為	館山市亀ヶ原547番地5 株式会社田辺工務店 代表取締役 武内 俊郎	平成31年3月19日から 平成31年5月18日まで (2か月間)	第2条第1項 別表第2第8号	H31.3.19	左記業者は、千葉県警察本部発注の「鴨川警察署庁舎内外装等改修工事」において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、監理技術者を専任で配置しなければならない工事であるにもかかわらず、営業所の専任技術者に兼務させたことが同法第28条第1項第2号に該当するとして、千葉県知事から平成31年3月12日に指示処分を受けた。 このことは、工事等の相手方として不適当であると認められるので指名停止を行うものである。